

農地法第3条許可申請の注意事項及び添付書類

東北町農業委員会事務局

- 1 申請書の提出期限は毎月20日(土日祝日の場合はその前日)です。
◎冬期間(11月21日から2月20日)に積雪等で現地確認が困難な際は受付できない場合がございますのでご了承ください。
- 2 申請書は **3部**、添付書類は **1部** 提出願います。
◎代理人が申請する場合は、**委任状**が必要です。
◎証明書類は**3ヶ月以内のもの**に限ります。
- 3 貸借の場合は契約書の写しを **1部** 提出願います。
◎契約書は2通作成(それぞれ1通所持)し、その写し1部を提出願います。
※賃貸借の場合は、200円の収入印紙を貼って作成してください。
- 4 譲受人(借人)の主な要件(事前にご確認のうえ申請願います)
◎許可後の権利を有する農地の面積が**50アール(5反)**以上あること。
◎**すべての農地**を効率的に耕作できること。
※申請農地だけでなく、経営農地(所有地及び借受農地)すべてが対象です。
◎貸している農地がないこと。
※ただし、自作地が50アール(5反)以上ある場合で、**貸地が効率的に耕作されていれば貸借は可能です。**
- 5 登記簿上及び固定資産税上の現況地目が農地でも、**実際の現況が非農地の場合は受付できません。**
◎登記簿上及び固定資産税上の現況地目が非農地でも、実際の現況が農地の場合は、速やかに地目変更した後、売買等の許可を受ける必要があります。
※一部山林、一部宅地等の場合は分筆が必要な場合もあります。
- 6 新規就農者及び耕作されていない農地を取得された方、また現在耕作されていないが6ヶ月以内に耕作する予定の農地を所有している方が農地を取得した場合については、許可後に耕作状況報告をお願いします。
※許可後、冬期間を除く概ね**3ヶ月後、6ヶ月後の現況写真**を添付すること。

7 添付書類

【譲渡人(貸人)が準備する書類】

	書 類 名	備 考
①	登記事項証明書(原本)* 法務局	全部事項証明書
②	現況写真(原則として1筆につき2方向撮影) ※連担等の場合は複数筆同時撮影可。	1筆につきA4版1枚とし字名・地番及び撮影月日明記すること。 ※できれば目印(建物・鉄塔等)を入れて撮影願います。
※	戸籍の附表* 町民課	登記内容が現在の住所・氏名等と異なる場合
※	耕作証明書(原本)及び筆別表 * 住所地の農業委員会	町外の方の場合

【譲受人(借人)が準備する書類】

◇個人の場合

	書 類 名	備 考
①	住民票謄本(原本)* 町民課	世帯員全員が記載されたもの
※	耕作証明書(原本)及び筆別表 * 住所地の農業委員会	町外の方の場合
※	営農計画書	新規に就農される方の場合
※	確認書	抵当権及び地役権等が設定されている場合

◇農地所有適格法人の場合

	書 類 名	備 考
①	法人の登記事項証明書(原本)* 法務局	履歴事項全部証明書
②	営農計画書	様式は任意
③	取締役会議録(原本証明されたもの)	農地取得についての経緯を確認できる議事録
④	定款(原本証明されたもの)	
※	耕作証明書(原本)及び筆別表 * 住所地の農業委員会	町外の法人の場合
※	組合員名簿又は株主名簿	農事組合法人又は株式会社の場合

注1) 現況写真については、同一世帯内の贈与及び使用貸借に限り省略することができます。

注2) 上記以外にも、申請内容に応じて書類の提出を求める場合がありますので、ご了承ください。